

佐賀県人事委員会告示第5号

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年佐賀県人事委員会規則第4号。以下「規則」という。）第10条の2第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年4月28日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

1 審査請求人の氏名

別紙のとおり

2 公示事項

昭和53年5月29日付けで受理した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第49条の2第1項の規定に基づく1に掲げる者の審査請求については、規則第12条第1項の規定に基づき、令和2年3月26日付けで棄却する旨の裁決をした。

当該裁決書の写しは、当委員会において保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

(別紙)

審査請求人氏名			
野本久美子	野本浩一郎	相良太郎	箕崎明子
加々良茂雄	江口良次	森永勝俊	伊東秀三
横尾卓郎	眞島キミ子	池田哲也	松本セツエ
武藤忠嗣	百崎泰子	岩松明男	南里浩子
石丸香奈子	橋本芳晴	峰英之	堤サカエ
末次啓子	有森厚子	平山フジ子	伊東玲子
森恵巳子	橋本弘志	久保文子	堤勝磨
野口靖夫	桃崎喜重生	中島弥壽夫	能隅喜八郎
牛草安雄	井手俊貴	岩本浩	岩村博
竹内尚子	櫻井史郎	山口恵美子	井上武彦
田中テル子	立石健	馬場絹枝	眞弓貫也
川崎文子	江頭司郎	前田凡夫	小野原信子
梶山久子	喜多幸子	馬場田美子	太田保男
光岡千鶴子	光岡大	森脇大澄	坂田則三
内田宏	緑川博之	牛嶋義一	北村好行
野口春敏	中島哲也	山本勇	今泉正喜
中牟田要之郎	百武日出生	西川幸子	高祖好幸
坂井廣司	前田淑子	向井讓	川崎ヨシ子
御木和子	中島忠郎	高木理美子	樋口サツキ
平山宏	重松成典	田尻恵美子	亀川和美
原田敏博	見田進	西野正徳	松本徹
上田文江	北村富士夫	田島正三	鶴崎一子
坂井豊	森戸孝義	川内積	中島常次
木原三十三	土井康昭		